

だん 話
談

かいせいしょうがいしゃきほんほう せいりつ
～改正障害者基本法の成立にあたって～

ねん がつ にち
2011年7月29日
みんしゅとうしょう しゃせいさく
民主党障がい者政策PT
ざちょう たに ひろゆき
座長 谷 博之

ほんじつ さんぎいんほんかいぎ しょうがいしゃきほんほう いちぶ かいせい
本日の参議院本会議で、「障害者基本法の一部を改正す
ほうりつあん かけつ せいりつ
る法律案」が可決・成立いたしました。

こんかい かいせい こくみん しょうがい う む わ
今回の改正は、すべての国民が障害の有無によって分け
へだて そうご じんかく こせい そんちょう あ
隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら
きょうせい しゃかい じつげん しょうがいしゃ じりつ しゃかいさんか しえんとう
共生する社会を実現し、障害者の自立と社会参加の支援等
ののための施策を推進することを目的としており、「障害者
せいさくいいんかい せっち いがい すべてこうふ び ほんじつ やくいちしゅうかん
政策委員会の設置」以外は全て公布日(本日から約一週間
いない そくせこう
以内)に即施行されます。

ねん ぎいんりっぽう せいいてい ほうりつ ねん
1970年に議員立法で制定されたこの法律は、2004年の
かいせい さい ねんご みなお
改正の際、5年後に見直すこととされておりました。ところが
とうじ せいけん みなお こくれんしょうがいしゃ けんりじょうやく
当時の政権は、その見直しを国連障害者の権利条約の
せつそく ひじゅん すす みんしゅとう
拙速な批准とセットで進めようとしたため、民主党はこれに
はんたい きほんほう こうはん しょう しゃせいど かいかくぜんぱん
反対、基本法だけでなく広範な障がい者制度改革全般を
しんぎ しょう しゃせいど かいかくすいしんいいんかい せっち しょう
審議する「障がい者制度改革推進委員会」を設置すべく「障
しゃせいど かいかくすいしんほうあん さんぎいん ていしゅつ
がい者制度改革推進法案」を参議院に提出しました。

政権交代後、この案を下敷きに「障がい者制度改革推進
会議」が閣議決定に基づき設置されましたが、同会議
構成員より、同会議の法定化を求める声が上がっておりまし
た。

今回、名称は変わりますが、権利条約が要請する国内モ
ニタリングの役割を果たす「障害者政策委員会」として法定
化されることになったわけで、今回の改正の最大のポイント
として評価しています。今後、所要の準備期間を経て、一年
以内に推進会議は法定の政策委員会に生まれ変わること
になります。

この他にも今回初めてとなる政府による改正では、推進
会議での議論を踏まえ、手話を言語として初めて明記した他、
障がいのある児童生徒が、普通学校で共に学び共に育つ
方向を打ち出すなど、数多くの画期的な条文が盛り込まれ
ました。何よりもこれまで恩恵的な福祉施策の対象とされて
きた障害者を「基本的人権を享有する個人」であるという
観点から施策の主体として条文が書き直されたこと、障害者
の定義に「社会的障壁」を明記して社会的モデルに転換した
こと、さらに基本原則(差別の禁止)に「社会的障壁の除去」
を掲げたことは、国連障害者権利条約の批准に向けた
大きな第一歩であり、国際的にも評価されるものと確信して
おります。

この政府原案せいふげんあんに対し、民主党たいていは、自民党じみんとう・公明党こうめいとうの協力きょうりよくを得てえ 12項目こうもくに及ぶおよ議院修正ぎいんしゅうせいを行いましたおこな。東日本大震ひがしにほんだいしん災さいを踏ふまえた防ぼう災さいの規き定ていを新あらたにくわ加せえ、精せい神しん障しょう害がいを念頭ねんとうにした保ほ健けん医い療りょうのあり方かたの検けん討とうを附則ふそくに盛もり込こむなど、さらじゅうじつに充じょうぶん実せいした条かんが文がを整備せいびできたものかんがと考かんがえまかんがす。

もちろん、障がい者制度しょうの抜本改革しゃせいどを指ばっぼん目かいず推め進ざ会すい議しんのかい議ぎのだいに第じ二い次けん意すべ見はんを全えいて反そつ映よくするこそつとがでそつきなよくかそつつたこそつとは、率そつ直よくに認みめみざるをえみませみん。そのたねんめご 3年みな後おのぎ見いん直しゅうしも議せい院せい修せい正せいによりつ付くわけ加かえかました。民主みん党しゅうは、引ひき続つづき当とう事じ者しゃや現げん場ばのげん皆ばいさまと十じゅう分ぶん意い見けん交こう換かんを行しゅういしゅうなしゅうがしゅうら、障しょうがい者しゃ制せい度どの抜本ばっぼん改かい革かくに積せ極きょく的てきに取とり組くんでとまといとる所存しょぞんです。

いじょう
以上